

1、顧問契約

加算表	基本月額 15,000円	
	人数	加算料金（月額）
	5人～9人	5,000円
	10人～19人	10,000円
	20人～29人	20,000円
	30人～49人	40,000円
	50人～99人	60,000円
	100人～	* 要相談

* 労災保険・雇用保険・社会保険の手続き代行、助成金や就業規則に関する相談、労働関連の法律相談などが含まれた顧問契約です。労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届は別途費用がかかります。

2、就業規則等の作成・変更

就業規則の作成	150,000円～
就業規則の変更	30,000円～
諸規定の作成	50,000円～
諸規定の変更	30,000円～
就業規則の作成＋コンサルティング*注1	300,000円～

* 就業規則や、賃金規程・退職金規程などの諸規程の作成・変更に関しては、そのボリュームによって報酬（料金）が変わります。条文や規定の数が多ければ、作業に要する時間も多くなります。
それに伴い費用も加算させていただくこととなります。
具体的にいくらになるのかということに関しては、面談などを行ったうえで決定します。

（*注1）会社を守るという視点を強化した就業規則を作成します。

就業規則作成とご相談の多い時間外労働や解雇についてコンサルティングを行います。就業規則は、ただ作成しておけば大丈夫というわけではありません。その内容をよく理解して運用をしていく必要があります。そこで、トラブルになることが多い時間外労働や解雇に関する規定について詳しく解説し適切に運用できるよう指導いたします。

3、助成金申請代行の報酬

助成金の相談	無料
着手金	無し
手続報酬	受給額の20%
手続報酬（顧問先）	受給額の15%

* 企業によって、助成金の需要は様々です。御社にとってメリットのある助成金は何か？最適なものを探して受給できるようにアドバイスいたします。

4、労務チェック顧問

労務チェック顧問	月額 12,000円
----------	------------

* 労務管理のチェックを行います。現状の労務管理が労働関係の法令に違反していないかチェックを行います。
助成金申請代行の前提として監督署や年金事務所の労務調査への対応等としてご利用頂ける顧問契約です。

5、給与計算

従業員数	月額報酬
1人～4人	10,000円
5人～9人	15,000円
10人～19人	20,000円
20人～29人	25,000円
30人～39人	30,000円
40人～49人	35,000円
50人以上	別途相談

* 給与計算は、単純に見えて複雑な業務です。特に残業代の計算などは労働時間の把握・割増率の計算など専門知識が必要になるケースもあります。当事務所に依頼する事で面倒な給与計算業務から解放され本業に集中する事ができます。

6、調査への立会業務

労働基準監督署の調査への立会	20,000円
立会+是正勧告書、指導票への対応（是正報告書作成）	50,000円
年金事務所の調査への立会	20,000円

* 労働基準監督署は、その管轄の事業所に対して定期的に監督を行っています。また、労働者からの申告があった場合にも監督を行う場合があります。労働者からの申告とは、例えば「会社を即日解雇されたが、解雇予告手当の支払いがなかった」というような申告が、労働者から労働基準監督署にあった場合等に行われます。

年金事務所の調査とは、社会保険に加入すべき人が、加入しているか（加入漏れがないか）というようなことを調べるため等に調査が入ることがあります。このような調査の際に、事前に対応を協議したり、本来届け出なければならない書類を届出（別途書類作成するような場合には、別途費用が発生する場合があります。）

調査の場に立会というような事を行います。

7、年次有給休暇の管理（年休消化義務化チェック）

従業員数	月額報酬
1人～15人	5,000円
16人～30人	10,000円
31人～45人	15,000円
46人～60人	20,000円
61人～85人	25,000円
86人～100人☑	30,000円
顧問先（人数に関わらず）	2,000円

* 2019年4月から年次有給休暇の年5日の時期指定が義務付けられました。

これに伴って年次有給休暇管理簿の作成も義務付けられました。

当事務所では、年次有給休暇管理簿を作成し、年次休暇休暇の時期指定の対象者についてチェックするとともに、5日以上年次有給休暇を取得するようチェックを行います。

8、労働保険の年度更新

被保険者数	月額報酬
1人～9人	30,000円
10人～19人	40,000円
20人～29人	50,000円
30人～39人	60,000円
40人～49人	70,000円
50人以上	別途相談

* 労働保険は毎年度概算で保険料を納めて、年度末に確定した保険料を精算します。

毎年7月に確定精算の手続き（労働保険の年度更新の手続き）が必要になります。

9、社会保険の算定基礎届

被保険者数	月額報酬
1人～9人	30,000円
10人～19人	40,000円
20人～29人	50,000円
30人～39人	60,000円
40人～49人	70,000円
50人以上	別途相談

* 社会保険の保険料は毎年4月、5月、6月に支払われる報酬をもとに、その後1年間の保険料を決定します。そのための手続きを算定基礎届といいます。

10、労働保険（労災雇用保険）の新規適用・適用廃止

被保険者数	月額報酬
1人～4人	30,000円
5人～9人	40,000円
10人～19人	50,000円
20人以上	1人毎に1,000円加算

* 会社（法人）は従業員を使用する場合には労働保険に加入しなければなりません。強制加入です。

労働保険の加入は会社設立の登記完了後に行います。

初めて当事務所をご利用いただく方は、初回のご利用に限り労働保険の新規適用を25,000円（4名まで）で行います。

11、社会保険の新規適用・適用廃止

被保険者数	月額報酬
1人～4人	30,000円
5人～9人	40,000円
10人～19人	50,000円
20人以上	1人毎に1,000円加算

* 会社（法人）は社会保険に加入しなければなりません。強制加入です。

社会保険の加入は会社設立の登記完了後に行います。

初めて当事務所をご利用いただく方は、初回のご利用に限り社会保険の新規適用を25,000円（4名まで）で行います。

* スポットにて当事務所をご利用頂く場合 *

従業員の入社手続き（*1） 社会保険資格取得と雇用保険資格取得	1人／5,000円
従業員の退職手続き 社会保険資格喪失と雇用保険資格喪失	1人／5,000円
新規適用（労災・雇用保険）（*2）	50,000円
新規適用（社会保険）（*3）	50,000円

（*1）扶養異動届出は含みません。

（*2 / *3）4名までの報酬です。 *5名以上は要相談ください。

* 労働保険関連の業務

業務内容	報酬
被保険者資格取得届・喪失届（離職票なし）	15,000円
被保険者資格喪失届（離職票あり）	25,000円
被保険者氏名変更届	20,000円
被保険者転勤届	15,000円
被保険者証再交付申請書	15,000円
取得・喪失等届訂正・取消届	15,000円
休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）	15,000円
育児休業基本給付金支給申請書	20,000円
介護休業給付金支給申請書☒	15,000円
六十歳到達時等賃金月額証明書	20,000円
高年齢雇用継続給付金支払申請書	20,000円
療養補償給付たる療養の給付請求・費用請求書	30,000円
療養の給付を受ける指定病院等変更届	30,000円
休業補償給付支給申請書	30,000円
労働者死傷病報告	20,000円
第三者行為災害届	80,000円
特別加入申請書	40,000円
継続事業一括認可・取消申請	30,000円
労災保険名称・所在地等変更届	20,000円
雇用保険事業主・事業所各種変更届	20,000円

* 労働基準法、労働安全衛生法関連の業務

フレックスタイム制に関する協定書	30,000円
一年単位の変形労働時間制に関する協定書	30,000円
一箇月単位の変形労働時間制に関する協定書	30,000円
一週間単位の変形労働時間制に関する協定書	30,000円
36協定届（時間外労働・休日労働に関する協定書	30,000円
事業場外のみなし労働時間制に関する協定書	30,000円
専門業務型・企画業務型裁量労働制に関する協定書	30,000円
健康診断結果報告書	30,000円
産業医・安全管理者・衛生管理者選任届	30,000円

*** 労働基準法、労働安全衛生法関連の業務**

健康保険の組合への編入手続	80,000円
被保険者資格取得届・喪失届	15,000円
被扶養者異動届・国民年金第3号被保険者届	15,000円
健康保険任意継続被保険者資格取得申請書	15,000円
健康保険被保険者証滅失届・回収不能届	15,000円
社会保険資格喪失証明書	15,000円
退職証明書	15,000円
賞与等支払届（1名分）	2,000円
健康保険被保険者証・年金手帳再交付申請書	15,000円
健康保険被保険者証の更新（1名分）	2,000円
被保険者氏名更新（訂正）・生年月日訂正・住所変更届	15,000円
国民年金第3号被保険者住所変更	15,000円
適用事業所所在地・名称変更届	50,000円
出産育児一時金請求書	10,000円
出産手当金請求書（1回につき）	30,000円
療養費支払申請書	15,000円
高額療養費支払申請書	15,000円
傷病手当金請求書（1回につき）	30,000円
埋葬料（費）請求書	20,000円
育児休業等取得者申出書・育児等取得者終了届	15,000円
第3者行為による傷病届	60,000円
年金裁定請求	30,000円
遺族補償年金・障害補償年金（一時金）請求	15%

*** 障害年金**

【障害年金の裁定請求】 着手金	50,000円
【障害年金の裁定請求】 手続き報酬	* 年金2ヶ月分相当額
【障害年金の審査請求（再審査）】 着手金	100,000円
【障害年金の審査請求（再審査）】 手続き報酬	* 年金2ヶ月分相当額
【障害年金の額の改定請求】 着手金	100,000円
【障害年金の額の改定請求】 手続き報酬	* 年金2ヶ月分相当額